

条々

一 今度安中所替付而、百石に人足「壹人・馬壹疋出レ之、二日路相送事あいおくる

附 年貢未進可ニ棄捐一事

一 猥不レ可伐ニ探竹木、井不レ可ニ押買「狼籍」事みだりにちくぼくをきりとるべからず、ならびにおしがいろうせきすべからざる

一家中之輩、武具・諸道具、可レ任ニ其身心一事ともがら

一種借之儀、蔵より出レ之、借付「儀」於レ無レ疑者、可ニ返弁一事たねがり

一家僕之儀、非ニ譜代者、主従可レ為ニ「相对次第一事」かぼく、ふだいにあらざる

一 未進方に取つかふ男女儀、主従「可レ為ニ相对次第一事」

一 譜代に出置男女儀、無ニ其紛「者」譜代勿論之事だしおく、そのまづれなき

一 借物者、可レ為ニ証文次第一事

一 喧嘩口論、堅可レ慎レ之、若有ニ違犯「之族」者双方可レ誅ニ罰之、けんか

万一令「荷担」者、其咎可レ重レ於ニ本人一事かたんせしめ、とがほんんにんにおいておもかるべき

右之条々堅可レ相ニ守之、「若」於ニ相背「者」、可レ被レ処ニ嚴科「者也」かたくこれをあいまもるべし、もし、あいそむくにおいて、げんかにしよせらるべき

寛延二年

巳五月

鶴殿十郎左衛門

奥山 政之助